

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。

1 公共施設

(1) 現状と課題

- 本市が保有している公共施設は、借用している施設も含め 230 施設、延床面積の合計は 395,883 m²となっています。
- 施設の延床面積の構成比をみると、公営住宅が最も多く約3割を占めており、次いで学校教育系施設が約2割程度を占めています。
- 建物の建築年をみると、全国的な傾向と同様に高度成長期や人口増加に伴って整備され、その後、阪神・淡路大震災の影響により災害復興公営住宅などを多く建築したことから、建築後 20 年未満の建物が多く、当面は大規模改修が必要となっています。
- 一人あたりの延床面積を他の自治体と比較すると、類似団体や近隣自治体の中で平均的な水準となっています。
- 公共施設にかかる将来更新費用は、負担可能であろう額を若干上回るものとなっています。
- 本市が「創生総合戦略」で目指す人口は、20 年後は 0.2%程度の減少ですが、現行トレンドのまま推移すれば、5%程度減少します。
- 社会状況の変化により、すでに利用状況等、利用者ニーズの変化が表れている施設もあります。

(2) 管理に関する基本的な方針

- 本市の建築物は阪神・淡路大震災後に建築された、建築後 20 年未満の大規模改修を行っていない建物が多く、大規模改修の際に長寿命化に向けた修繕を行うことや、日常点検や定期点検など予防保全型の維持管理を実施することにより施設の長寿命化を図ります。
- 今後の保全・維持管理に向けた具体的な取組方針については「公共施設の保全計画」の考え方に基づき実施します。
- 建替えや管理運営面においては、PPP/PFI 等の民間活用等様々な手法により、市民サービスの向上や施設のライフサイクルコストの縮減を図るとともに、受益者負担の適正な見直しを行うなど効率的かつ効果的な施設マネジメントを推進します。

ア 点検・診断等の実施方針

- 「公共施設の保全計画」の対象とする公共施設については、定期点検と日常点検の両方を用い、問題や課題の把握に努めます。また、建築課が各建物の所管部署に対してヒアリングを定期的に実施し、施設の状況を把握します。
- 施設の異常を早期に把握し、職員や施設管理者が適切な対応を行うことができるよう、施設管理者向けに点検マニュアルを活用し、必要な知識の補充を行い、点検・診断等の質を高めています。

- ・「公共施設の保全計画」で対象外としている環境処理センター、上水道施設、下水道施設等のプラント系施設及び企業会計の建築物については、引き続き個別計画に基づき点検・診断等を実施します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の異常の早期発見・早期対策を推進し、施設の長寿命化につなげることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、更新時には、省エネ設備の導入等、光熱水費などの維持管理コストの縮減を図るための取組についても検討していきます。
- ・耐震化については、「耐震改修促進計画」に基づき市有の多数利用建築物を平成32年度（2020年度）までに耐震化率100%とします。多数利用建築物に該当しない市有建築物についても、利用者の安全確保等のため、市独自の取組として、地震に対する安全性の確認を行い、必要に応じて耐震補強等の対策を行い、平成32年度（2020年度）までに耐震化率を100%とします。また、非構造部材も含めた耐震改修を行います。
- ・点検や修繕については、複数施設での包括委託など、手続きの簡素化と迅速化や、スケールメリットによるコスト削減も図ります。

ウ 安全確保の実施方針

- ・多くの市民が利用する施設のうち、安全性に課題のある施設は、建物における安全確保の体制を構築します。
- ・集約等により供用廃止する施設については、解体、除去までの間は、安全確保のため施設への侵入防止などの措置を講じます。

エ 統合、転用、廃止等の方針

- ・本計画において、市民一人あたりの延床面積を現状の4.2m²を上限とし、今後の人口動向や施設の老朽度、利用状況を踏まえ、統合、転用、複合化、縮小、廃止などの適正化を図り、施設を将来にわたって有効活用する視点を持ちながら、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう機能面や施設配置等の検討を行い、必要な見直しを進めます。
- ・統合、転用、複合化、縮小、廃止などの検討にあたっては、公共施設及び民間施設との役割分担を考慮しつつ、市民との合意形成に努め、取組を進めていきます。

2 インフラ施設

(1) 道路

ア 現状と課題

- ・本市の道路（市道）は860路線、延長209km、面積1,669,020m²となっています。
- ・道路施設の老朽化が全国的な課題となる中で、国が示している点検、診断等のメンテナンスサイクルに基づき、老朽化対策を実施しています。
- ・山手幹線が平成22年（2010年）に開通するなど、交通処理能力の強化を図っており、平成28年（2016年）4月時点での都市計画道路の整備率は87.7%となっています。
- ・「第7次電線類地中化計画」に基づき、美しい景観形成と防災性能向上の観点から無電柱化を推進しています。
- ・夜間の交通安全、防犯対策及び道路維持管理コストの縮減や老朽化対策の観点から、公益灯の照度アップや計画的にLED化を実施しています。
- ・近年の自転車を取り巻く環境の変化に対応していくため、生活道路や幹線道路等において歩行者との共存が図られるよう対策を検討していく必要があります。

イ 管理に関する基本的な方針

市民生活の安全・安心及び地域経済を支える社会基盤として重要なインフラであることから、今後も必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施します。

また、道路舗装状況の調査結果や補修工事情報等についてデータを蓄積し、路面の劣化傾向や修繕時期を判断する指標とし、予防保全・長寿命化を基本とする維持管理を進め、コストの縮減を図ります。

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・国の技術的基準に基づき点検を実施します。
- ・日常点検については、日々の道路パトロール等により実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検結果や市民からの要望、道路の利用実態等から総合的に勘案し、修繕する路線の優先順位を検討し、計画的な対策を実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・点検等で発見された道路の陥没等の舗装の損傷がある箇所については、状況に応じて速やかに応急復旧や通行禁止等の措置を図ります。

(2) 橋梁

ア 現状と課題

- ・本市が管理する橋梁は85橋となっており、昭和35年(1960年)から昭和45年(1970年)の高度経済成長期に多く架設しています。
- ・建設から50年以上経過する高齢化橋梁は平成26年(2014年)時点で約29%となっていますが、今後20年後には約77%となり、今後急速に高齢化橋梁が増大します。
- ・今後増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、計画的な対策の実施ができるよう、安全性の確保とコスト縮減を図ることを目的として平成27年(2015年)2月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

イ 管理に関する基本的な方針

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの対症療法型の修繕から予防保全型の修繕を進め、計画的な対策を行うことによりライフサイクルコストを縮減し、予算の平準化を図ります。

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき点検を実施します。
- ・点検は日常点検と定期点検により橋梁の健全状態を把握していきます。また、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を実施します。

日常点検	道路パトロールとして通常、目視によって実施します。
定期点検	定期点検については、基本的に5年に1回、「兵庫県道路橋定期点検要領（芦屋市版）」により実施します。
異常時点検	地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合、その恐れがある場合、又は異常が発見された場合、主に橋梁の安全性を確認するため点検を実施します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検、定期点検を通じて、橋梁の状態を十分把握するとともに、点検に基づく情報を作成し、効果的な維持管理を行います。
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕・更新費用の平準化が図れるよう計画的な修繕・更新を行います。なお、必要に応じて計画の見直しを実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・点検等によって得られたデータ結果に基づき、健全度を把握し、橋梁の損傷を早期に発見します。なお、損傷がある箇所については、状況に応じて速やかに応急復旧や通行禁止等の措置を図ります。

(3) 公園

ア 現状と課題

- 本市の公園は、都市公園が 144 箇所、594,730 m²、都市公園以外の公園が 17 箇所、339,216 m²となっており、市全体で 161 箇所、933,946 m²となっています。
- 昭和 30 年代から 50 年代にかけて設置された公園が多く、遊具をはじめ多種多様な施設の老朽化が進んでおり、その中には使用見込期間を過ぎている施設もあり、点検を行なながら長寿命化を進めています。
- 公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、費用の平準化を図ることを目的として平成 23 年(2011 年)6 月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、平成 28 年(2016 年)7 月に見直しを行いました。
- 霊園については、墓地に対する価値観の多様化や継承が困難になるという課題があることから、これらを踏まえた公園墓地としての再整備及び管理方法を検討する必要があります。

イ 管理に関する基本的な方針

公園については、これまでの主たる利用層は子ども中心でしたが、今後の少子高齢化社会の中で、利用が増加している高齢者層への対応も行う必要があり、市民ニーズや地域の実情に沿い、子どもから高齢者までの様々な世代に親しまれる公園・緑地を整備していきます。

(ア) 点検・診断等の実施方針

- 国の技術的基準に基づき、点検・診断を実施します。
- 遊戯施設及び運動施設については、有資格者による定期点検（年 1 回）や職員による日常点検（随時）を行います。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 「公園施設長寿命化計画」において計画対象となる公園については、予防保全型管理あるいは事後保全型管理に位置づけ、計画的な維持管理を行います。
- 平成 27 年度（2015 年度）に実施した健全度調査に基づき、健全度の状況に応じて、順次必要な補修、消耗品部品交換、再塗装等を施し長寿命化を図ります。なお、健全度が低い施設については、早急に更新もしくは廃止します。
- 公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、毎年の定期点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。
- その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、5 年ごとの定期点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

- 利用者の安全を常に確保するため、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設に対しては速やかに補修等を行います。

(4) 上水道施設

ア 現状と課題

- 本市の水道事業は、昭和 10 年（1935 年）に兵庫県から許可を受け、昭和 13 年（1938 年）4 月に給水開始をしており、その後 6 期にわたる拡張事業を実施し、現在は第 7 期拡張事業として、計画給水人口 98,600 人、計画一日最大給水量 41,800m³ の数値に基づく施設整備を行い、配水管総延長は 239km となっています。なお、本市は六甲山系の地形を生かし、ポンプ等の動力設備を使わなくても配水できる自然流下方式を基本としています。
- 昭和 30 年から 40 年代以前に布設されたものが約 70km を占めており、老朽化により更新の時期を迎えています。
- 阪神・淡路大震災からの復興や南芦屋浜地区の整備事業に注力してきた経緯もあり、老朽化した管路が多くあり、法定耐用年数 40 年を経過した送配水管の延長は、平成 24 年（2012 年）時点で全体の 30% を占めており、今後一層の老朽化が進みます。
- 阪神・淡路大震災における甚大な被害状況を踏まえ、平成 21 年（2009 年）9 月に「水道ビジョン」を策定し、平成 26 年（2014 年）3 月に見直しを行っています。

イ 管理に関する基本的な方針

上水道施設は、平常時はもとより、地震などの災害時においても市民生活にとって必要不可欠かつ重要なライフラインであることから、施設の更新においては、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施する必要があります。

今後は、施設の状況調査、資産台帳や管路台帳のデータベースなどの情報をもとに、重要度・優先度を踏まえた更新費用の平準化とライフサイクルコストの縮減とともに受益者負担の適正化を図りながら、持続可能な事業運営と計画的な上水道施設の更新を検討・実施します。

広域連携の検討など国の要請や将来的な人口減少を見据え、水道施設のダウンサイ징、広域化について検討します。

（ア）点検・診断等の実施方針

- 「水道ビジョン」に基づき点検を実施します。
- 簡易診断結果より、必要に応じて耐震診断を実施し、優先度を定めた施設整備を実施します。
- 点検・診断により主要施設の評価を見直し、点検・診断を実施します。

（イ）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 今後も保守費用や更新費用の平準化が図れるよう、「水道施設整備計画」を見直しながら計画的な保守・更新を行います。
- 管路については、材質・布設年度・重要路線等を考慮し、路線ごとに評価したものによる優先度を定め効率的かつ効果的に更新します。

- ・限られた財源等で早期に耐震化を進めていくため、市民病院等の緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めています。
- ・より効率的な施設運営に向けて、複数業務をまとめて委託するなどの民間活用を推進し、創意工夫が期待できる契約方式の検討を行います。
- ・収支バランスの均衡を保つため、水道料金体系の見直し検討を行い、適正化を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・国の定める各基準を遵守した、適切な検査項目、検査頻度を検討した水質検査計画を毎年度策定し、それに基づく水質検査を実施するとともに、水質事故防止や水源における危機的事象に対応した安全な水質管理を実施します。
- ・貯水槽水道の管理状況の把握に努めるとともに、管理者への指導徹底や適切な情報提供等、関係部局と連携して啓発活動に取り組みます。

(5) 下水道施設

ア 現状と課題

- 本市の下水道事業は、昭和 10 年（1935 年）に下水道事業計画認可を受けて下水道建設に着手しており、平成 19 年（2007 年）3 月に下水道普及率 100%となりました。現在は、計画処理人口 98,600 人、処理区域面積 1,126ha の数値に基づく施設整備を行い、下水道管渠の総延長は、316 km となっています。
- 阪神・淡路大震災からの復興、南芦屋浜地区整備事業、六麓荘地区整備事業に注力してきた経緯もあり、老朽化した管路が多くあり、法定耐用年数 50 年を経過した下水道管の延長は、平成 28 年度（2016 年度）時点で全体の約 12% を占めています。
- 昭和 40 年代から集中的に下水道整備を行っており、今後、急速に下水道管渠施設が老朽化し、更新には多額の経費を要することが見込まれています。
- 平成 23 年（2011 年）12 月に下水道の取り組むべき課題や施策を示した基本構想として「下水道中期ビジョン」を策定しました。
- 雨水については、浸水に対する安全性の向上のため、平成 22 年度（2010 年度）に 5 年確率降雨から 10 年確率降雨に変更しました。そのため、今後、10 年確率降雨に基づいた雨水整備が必要となっています。

イ 管理に関する基本的な方針

下水道施設は、市民生活にとって必要不可欠なライフラインであることから、適正な維持管理及び更新を図っていく必要があります。また、老朽化した下水道管渠に起因する道路陥没等の事故を未然に防ぎ、市民生活に多大な影響が生じないように努めていきます。

今後は、「ストックマネジメント計画」を策定し、リスク評価に基づいた下水道施設調査計画により、下水道施設の状況調査を行い、その調査結果から適切な維持補修工事及び改築工事を行なっていきます。また、既設下水道管渠の延命化やライフサイクルコストの縮減を図るとともに、更新費用の平準化や受益者負担の適正化を図りながら、良質な下水道サービスの提供を持続します。

また、雨水については、10 年確率降雨に基づいた雨水整備計画を策定し、計画に基づいた雨水整備を行っていきます。

（ア）点検・診断等の実施方針

- 「ストックマネジメント計画」に基づき、リスク評価に応じて 5 年から 25 年に 1 度、目視点検及び TV カメラ調査等で下水道管渠等の調査を行い、その調査結果から劣化等が見られた下水道管渠等を抽出します。
- 下水処理場及びポンプ場の施設についても、日常点検や動作確認等により劣化状況の判断を行います。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠等の劣化状況から緊急度に応じて適切に補修工事及び改築工事を行うとともに、限られた財源の中で費用の平準化を図りながら事業の経営健全化に努めていきます。
- ・下水道管渠等については、更新に合わせて継手対策なども含めて耐震化を図っていきます。
- ・処理場及びポンプ場については、耐震等の診断を実施し、その結果必要な施設については、補修工事及び改築工事を行っています。
- ・維持管理などの運営コストの縮減に向け、民間活用を推進し、創意工夫が期待できる契約方式の検討を行います。
- ・受益者負担の適正化を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・起こりうる浸水被害を最小限に抑えるため、現状の降雨や浸水状況を踏まえて、「雨水整備計画」を策定します。
- ・「下水道BCP²¹」に基づき、災害等において円滑に対応できる体制を整備します。

²¹ 下水道BCP：「災害発生時に下水道事業を継続すること」また「事業が中断しても可能な限り早期に復旧すること」を目的とした計画であり、下水道の処理機能が停止するような被害を受けた場合の復旧回復と被害の最小化を図るために行動計画を定めたもの。

(6) 供給処理施設

ア 現状と課題

- ・供給処理施設については、一般廃棄物の処理を行う施設として環境処理センターを整備しています。なお、芦屋浜地域及び南芦屋浜地域の一部は、廃棄物運搬用パイプライン施設による空気輸送を行っています。
- ・旧工場棟（不燃物処理）及びリサイクル棟は、建築後40年近く経過し、老朽化が進んでおり、将来計画を検討しています。
- ・焼却施設は、建築後20年近く経過し、平成32年度（2020年度）までの延命化工事は行ったものの、次期の施設建設に向けた計画を定めていく時期であるため、将来計画を検討しています。
- ・パイプライン施設は芦屋浜地域が昭和54年（1979年）に稼働し、南芦屋浜地域は平成10年（1998年）に稼働していますが、当初から本格的な改修は行っていないことから老朽化が進んでおり、将来計画を検討しています。
- ・各施設の更新には多額の経費が必要となり財政負担が課題となります。

イ 管理に関する基本的な方針

(7) 点検・診断等の実施方針

- ・予防保全を基本に、計画的に日常点検と定期点検を行います。

(8) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検、定期点検を通じて、基幹的設備や中央制御室等の各種機器の作動状況の管理等を行い、効果的な施設の維持管理を実施します。
- ・今後も施設個別計画に基づき大規模改修費用や更新費用の平準化を図るよう計画的に行います。
- ・パイプライン施設については、社会環境の変化及び老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。
- ・焼却施設及び資源化施設は、老朽化に対応するため、施設の延命化や新施設の整備等にあたっては、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。対策として、延命化、建替え、広域化等の手法を検討します。

(9) 安全確保の実施方針

- ・常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努め、事故防止を図り、安全対策を実施します。
- ・薬品類・毒性ガス・危険物等に対し必要な保安対策を行い、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じます。